

松山市車両基地跡地広域交流拠点施設整備検討会開催要綱

(開催)

第1条 車両基地跡地広域交流拠点施設の整備に当たり、外部有識者等から広く意見を聴くため、松山市車両基地跡地広域交流拠点施設整備検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項に関し、総合的な立場から意見を述べる。

- (1) 車両基地跡地広域交流拠点施設（以下「施設」という。）の機能、規模、管理運営その他施設の整備に係る基本計画に関する事項
- (2) 施設の整備及び維持管理での民間活力の導入に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、施設の整備に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから適当と認める者を検討会の出席者として選任するものとする。

- (1) 有識者
- (2) 関係団体
- (3) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 検討会は、市長が招集する。

2 検討会の進行は、交通拠点整備課が行う。

(会議の公開)

第5条 検討会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(会議資料の公表)

第6条 検討会で使用した資料は、検討会の終了後、必要に応じて公表することができる。

(庶務)

第7条 検討会に関する庶務は、交通拠点整備課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年11月25日から施行する。